

徳島県告示第二百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和四年五月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務